



2021年4月6日

日本鉄道労働組合連合会

鉄道事業法改正法案成立

西日本豪雨での復旧現場からの声が反映！

3月31日、参議院本会議において「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」が可決・成立した。本法案は“鉄道の防災機能の強化”として、鉄道事業者が“国土交通大臣の許可”を受けて、①鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物等の伐採等、②災害時の早期復旧のために他人の土地を作業場等として一時使用を可能とするという、「鉄道事業法」の一部改正を含むものである。とりわけ、②については2018年に発生した西日本豪雨において山陽本線が大規模に被災し、長期間の寸断を余儀なくされた際の復旧工事での事象を端緒に議論されてきた。当該現場では重機であれば短時間で済む作業が、沿線土地所有者からの理解を得られなかったため、酷暑の中であるにも関わらず手作業で実施せざるを得ない状況が生じた。JR連合が、道路法・電気事業法等と同様に災害発生時の沿線土地の一時使用を可能とする法整備の必要性を繰り返し訴えてきたことが今般法改正という大きな成果につながった。

西日本豪雨が発生して以降、JR連合は被災線区への激励行動等を行い、さらにJR連合国会議員懇談会メンバーとのJR西日本の山陽本線や芸備線等の視察を実施し、現地での政策要求に関する意見交換を通じた理解促進に努めてきた。その後、国土交通副大臣への要請行動では現場の労苦を直接訴えた。こうした動きに呼応するように、国土交通省は「鉄道用地外からの災害対応検討会」を設置し、鉄道の災害リスク（右図参照）に対する方策について有識者・事業者・行政で議論を始めた。そして、昨年末「鉄道用地外からの災害リスクへの提言」をとりまとめ、公表した。

一方で、この間、JR連合の政策提言に共感した国会議員からは相次いで国会で発言がなされ、特に、議員懇幹事の広田一議員

（衆・高知2区）は、法整備の必要性とともに、毎年のように発生する自然災害の激甚化・頻発化から早急に対応すべきと強調し、赤羽国交大臣からは、民有地からの被害拡大が顕在化していることを受け、積極的に取り組む考えが示されていた。

まさに現場からの声が法律を変えることにつながった。JR連合と加盟単組の地道な政策活動や、関係議員はもとより、すべての関係者の連携と協働の賜物である。今後とも一層取り組みを強化しながら政策実現に邁進していく。

